

防府市認知症初期集中支援事業実施要綱

平成28年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、認知症になっても本人の尊厳が守られ、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症が疑われる者及び認知症の者並びにその家族に対して早期に集中して支援を行うため、認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置し、防府市認知症初期集中支援事業（以下「支援事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 支援事業の実施主体は、防府市とする。

(事業内容)

第3条 支援事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 支援チームの役割や機能についての広報活動に関すること。
- (2) 次に掲げる認知症初期集中支援の実施
 - ア 訪問支援対象者の把握
 - イ 情報収集及び観察・評価
 - ウ 初回家庭訪問
 - エ 専門医を含めた支援チーム員会議
 - オ 初期集中支援の実施
 - カ 初期集中支援の終了とその後のモニタリング

(訪問支援対象者)

第4条 この要綱において、訪問支援対象者とは、市内在住の40歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 医療・介護サービスを受けていない、又は中断している者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない。
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない。
 - ウ 適切な介護保険サービスに結びついていない。
 - エ 認知症と診断されたが、介護サービスを中断している。

(2) 医療・介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著であるため対応に苦慮している者

(支援チームの構成)

第5条 支援チームは、専門職2名以上及び専門医1名をもって構成する。

2 専門職は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が依頼する。

(1) 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

(2) 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

(3) 国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、試験に合格している者（確保することが困難な場合には、国が定める研修を受講した支援チーム員が受講内容を支援チーム内で共有することを条件として、同研修を受講していない者の参加も可能とする。）

3 専門医は、日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である者のうちから市長が依頼する。ただし、当該医師の確保が困難な場合には、当分の間、次の各号のいずれかに該当する医師も認めるものとする。

(1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する者であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの

(2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

(支援チーム員会議の開催)

第6条 支援チーム員会議は、訪問支援対象者への医療機関・介護サービスを円滑に導入し、支援の方向性を決定するために開催する。

2 支援チームは、必要に応じて、訪問支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、地域包括支援センターの職員等に対し、支援チーム員会議への、出

席を求めることができる。

(関係機関との連携)

第7条 支援チームは、訪問支援対象者の利用する関係機関と情報共有を行い、当該関係機関と連携して必要な支援事業を行う。

(報償費)

第8条 支援チーム員の訪問支援に対する報償費は、訪問実績報告書に基づき、月額払いとする。

(守秘義務)

第9条 支援チーム及び支援チーム員会議に出席した職員等は、その業務で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 支援事業の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を踏まえ、支援に必要な範囲の関係者に対する情報の提供について、あらかじめ本人又は家族等の同意を得るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか支援事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。